

令和7年度 尾張旭市 児童クラブ利用申込受付のご案内

◆一斉利用申込(令和7年4月・育児休業復帰日からの利用希望者)◆

| | |
|--------|---|
| 申込期間 | 令和6年11月18日(月)から12月6日(金)まで ※ 土・日・祝日を除く。 |
| 申込時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで (12月4日(水)は午後7時30分まで) |
| 申込受付場所 | 市役所こども課窓口(郵送可) ※ 現在利用中の方は各児童クラブでも受け付けます。 |

～注意事項～

- ① 必要書類をよく確認の上、お申し込みください。受付の際、提出書類に不足や不備がある場合は書類をご返却します。
再提出する場合も期間内に提出をお願いします。
- ② 受付期間後も申込は受け付けますが、期間内の申込が優先されます。
- ③ 受付の際に状況等の聞き取りを行うため、窓口での提出にご協力いただきたいですが、郵送による提出も受け付けます。(詳細については、内面「2. 一斉申込について」をご確認ください。)
- ④ 申込後、就労状況等に変更がある場合は市役所こども課へご連絡ください。
- ⑤ 5月以降からの入所申込みや春休み・夏休み期間等のみ利用の申込時期等については、内面をご確認ください。
- ⑥ 土曜日の利用については、利用人数により運用方法を変更する場合があります。

申込書等の様式は
市ホームページからも
ダウンロードできます



市ホームページは
こちらから

<問い合わせ>

尾張旭市役所こども子育て部こども課
〒488-4666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-76-8146(直通)



1. 児童クラブについて

児童の保護者（満65歳未満の同居の親族を含む）が就労等により、留守家庭となる児童の健全な育成、指導に資するため、適切なあそびと生活の場を与えて活動を行う事業です。

| 対象児童 | <p>市内に住所を有し、小学校1年生から6年生までの児童で、保護者（満65歳未満の同居の親族を含む）が次のいずれかに該当する児童です。</p> <p>(1) 昼間居宅外等において1日につき4時間以上（平日においては、午後1時から午後3時までの時間帯を含む）、かつ月13日以上の就労を常態にしている</p> <p>(2) 疾病又は心身の障害の状態にある</p> <p>(3) 同居の親族を常時介護している</p> <p>(4) 上記以外に明らかに児童の養育が困難な家庭</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------|--|-----------|-----------|--------|--------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 利用時間 | 月曜日から金曜日（小学校登校日） | 下校時間から午後6時まで | | | | | | | | | | | |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後6時まで | | | | | | | | | | | | |
| 長期休業日・学校休業日 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 本地ヶ原、瑞鳳、渋川、三郷児童クラブは午後7時まで延長可</p> <p>※ 利用時間内にお迎えに来られない場合は児童クラブの利用はできません。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 休業日 | <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p> | | | | | | | | | | | | |
| 育成料 | <table border="1" data-bbox="284 1043 1442 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>午後6時までの利用</th> <th>午後7時までの利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常利用料金</td> <td>月額8,500円 (8月は11,500円)</td> <td>月額9,500円 (8月は12,500円)</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯の児童</td> <td rowspan="3">月額5,500円 (8月は7,000円)</td> <td rowspan="3">月額6,000円 (8月は7,500円)</td> </tr> <tr> <td>同一世帯で2人以上が同時に利用する場合の2人目以降の児童</td> </tr> <tr> <td>同一世帯で18歳未満の児童のうち3番目以降の児童</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保護者が生活保護を受けているときは、育成料を全額免除します。</p> <p>令和7年度から、育成料におやつ代・教材費を含んで徴収します。 ※保護者会での集金から変更（保護者の実質負担金額は変更ありません。）</p> | | | 午後6時までの利用 | 午後7時までの利用 | 通常利用料金 | 月額8,500円 (8月は11,500円) | 月額9,500円 (8月は12,500円) | ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯の児童 | 月額5,500円 (8月は7,000円) | 月額6,000円 (8月は7,500円) | 同一世帯で2人以上が同時に利用する場合の2人目以降の児童 | 同一世帯で18歳未満の児童のうち3番目以降の児童 |
| | 午後6時までの利用 | 午後7時までの利用 | | | | | | | | | | | |
| 通常利用料金 | 月額8,500円 (8月は11,500円) | 月額9,500円 (8月は12,500円) | | | | | | | | | | | |
| ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯の児童 | 月額5,500円 (8月は7,000円) | 月額6,000円 (8月は7,500円) | | | | | | | | | | | |
| 同一世帯で2人以上が同時に利用する場合の2人目以降の児童 | | | | | | | | | | | | | |
| 同一世帯で18歳未満の児童のうち3番目以降の児童 | | | | | | | | | | | | | |
| その他費用 | 傷害保険料 | 年間810円 | | | | | | | | | | | |
| 必要書類 | <p>利用要件により、必要書類は異なります。別紙「令和7年度児童クラブ利用申込に必要なもの」を参照ください。</p> <p>※ 就労証明書は、3か月以内に記入されたものであれば写しでの申込可。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 説明会 | <p>児童クラブを初めて利用する児童がいる場合は、利用前に入所説明会へ参加いただく必要があります。（兄弟姉妹の利用経験がある場合でも参加が必要）</p> | | | | | | | | | | | | |

● **児童クラブ所在地等**（*印がついている児童クラブは、(株)日本保育サービスが運営）

| 児童クラブ名 | 所在地 | 電話 |
|------------|------------------------|--------------|
| 旭丘児童クラブ | 大久手町上切戸 117-1 (旭丘小学校内) | 54-7773 |
| 本地ヶ原児童クラブ | 南新町中畑 252 (本地原小学校内) | 52-5544 |
| 瑞鳳児童クラブ(*) | 大塚町二丁目 10-3 (瑞鳳児童館内) | 052-776-5060 |
| 渋川児童クラブ(*) | 渋川町一丁目 6-1 (渋川児童館内) | 51-1919 |
| 白鳳児童クラブ | 白鳳町一丁目 12 (白鳳小学校内) | 53-8400 |
| 城山児童クラブ | 城山町城山 13-1 (城山小学校内) | 53-6501 |
| 三郷児童クラブ(*) | 瀬戸川町一丁目 122 (三郷小学校内) | 51-3352 |
| 旭児童クラブ | 西の野町五丁目-1 (旭小学校内) | 53-2230 |
| 東栄児童クラブ | 東栄町三丁目 5-1 (東栄小学校内) | 53-2977 |

2. 一斉申込について

(1) 一斉申込ができる方

- ・ 令和7年4月1日から利用する場合（小学校春休み期間等短期間のみの利用申込みは除く）
※ 4月末までに尾張旭市に転入予定の方で、小学校区が決まっている場合は申込可。
- ・ 令和7年度中に育児休業が明け、復帰日から利用を希望される場合

(2) 受付期間について

受付期間を過ぎてもお申し込みいただけますが、下記期間内の申込が優先されます。

| 受付場所 | 受付期間 | その他 |
|-------------------|---|--|
| 市役所 こども課 窓口 | 令和6年11月18日(月)から 令和6年12月6日(金)まで (土・日・祝日を除く) | 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 12月4日(水)は午後7時30分まで受付 |
| 児童クラブ | 令和6年11月18日(月)から 令和6年12月6日(金)まで (児童クラブ開所時間のみ受付) | 申込時点で児童クラブに入所している児童及びその兄弟姉妹のみ、利用中の児童クラブにて受付 |
| 郵送 | 令和6年11月18日(月)から 令和6年12月4日(水)まで 【当日消印有効】 | 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600-1 尾張旭市役所こども課こども係 宛 |

(3) 書類の確認等について

- ・ **書類に不備があった場合には、受付ができません。**この冊子をよく読んで不備のないように提出してください。(とくに郵送や児童クラブに申込をされるかたは注意してください。)
- ・ 書類の不備があった場合や内容確認のため、こども課から電話連絡をする場合があります。申請書に記入する連絡先は**日中繋がりがやすい番号をご記入ください。**

(4) 入所決定について

就労状況や家族状況等により入所審査を行い、利用の決定は承認の可否に関わらず、**2月上旬に郵送で通知**いたします。なお、定員を超える等、申込状況によっては、希望日から児童クラブをご利用いただけない場合があります。

- ・ 入所決定後、関係機関や保護者の方へお子さまの様子について伺う場合があります。
- ・ 健康状態等に心配のあるお子さまについては、入所説明会前に個別に状況を伺う場合があります。

3. 新年度入所説明会

新規入所及び新1年生の方を対象に、下記のとおり入所説明会を行います。
入所するクラブの説明会に、**必ず参加してください**。(お子さんの参加は必要ありません)

| クラブ名 | 日にち | 時間 | 説明会場 |
|-----------------|---------|-------|----------------------------|
| 本地ヶ原・東栄・渋川児童クラブ | 3月5日(水) | 午後4時～ | スカイワードあさひ 6階 ひまわりホール |
| 旭丘・白鳳・瑞鳳児童クラブ | 3月6日(木) | | |
| 旭・城山・三郷児童クラブ | 3月7日(金) | | |

- ・ 入所するクラブの説明会に参加できない場合は、市役所こども課へ必ずご連絡ください。(他のクラブの説明会に出席できるよう調整を行います。)
- ・ 兄弟姉妹が児童クラブ利用経験のある場合でも、**令和7年度に入所する児童が初めて児童クラブを利用する場合には、説明会の出席が必要です**。
- ・ 説明会に出席いただけない場合は、児童クラブの利用ができません。

4. 随時申込について

年度途中から利用を希望される場合は、随時申込を受け付けます。**(郵送不可)**

※ **夏休みなどの学校長期休業中の利用申込は、「5. 学校長期休業中(夏休み等)の利用について」をご確認ください**。

| 受付場所 | 受付について | その他 |
|-------------------|---|--------------------------------------|
| 市役所 こども課 窓口 | 利用開始希望日の5か月前の初日から随時 (土・日・祝日を除く) ※午後8時30分から午後5時15分まで | 利用開始前月の10日までに お申し込みください 。 |

※ 原則、先着順で入所決定の審査をします。

※ 児童クラブの定員を超過している場合等、希望日からご案内できないことがあります。

5. 学校長期休業中(夏休み等)の利用について

小学校の長期休業日(夏休み等)のみの利用は、各クラブの通年の定員に余裕がある場合のみ、入所受付を行います。

利用を希望される場合は、市役所こども課に児童クラブの空き状況を事前にご確認いただき、必要書類を揃えて、下記の期間中にお申し込みください。**(郵送不可)**

※ 定員を超える場合等、申込状況によってはご利用いただけない場合があります。

| 長期休業期間 | 申請受付期間 | 決定の通知時期 |
|-------------|------------------------|----------|
| 春休み(R6年度末～) | 令和7年2月3日(月)～2月14日(金) | 3月上旬～中旬 |
| 夏休み | 令和7年6月2日(月)～6月13日(金) | 7月上旬～中旬 |
| 冬休み | 令和7年11月4日(火)～11月14日(金) | 12月上旬～中旬 |
| 春休み(R7年度末～) | 令和8年2月2日(月)～2月13日(金) | 3月上旬～中旬 |